

鳥取県告示第91号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定による指定事務所登録機関の指定をしたので、同法第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人鳥取県建築士事務所協会
鳥取市西町二丁目102
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
鳥取市西町二丁目102
- 3 事務所登録等事務の開始の日
平成23年4月1日